

多国籍企業学会
ジャーナル『多国籍企業研究』
投稿規程

<投稿資格>

1. 『多国籍企業研究』（以下、本誌）に投稿できる者は、多国籍企業学会の会員とする。共著論文である場合には、少なくとも著者の一人が当学会の会員でなければならない。
2. 投稿は、すべての会員から優秀な論文を募集するものとする。

<論文字数・提出方法>

3. 投稿論文は、日本語の場合は 15,000 字以上 20,000 字以内、英語の場合は 5,000 語以上 7,000 語以内とする（図表等を含む）。詳細は執筆要項に従うものとする。
4. 投稿論文は、掲載の可否にかかわらず返却しない。

<投稿受付期限と掲載可否の通知>

5. 本誌の発行は年一回とする。投稿の締め切りは、毎年 12 月 31 日（当日消印有効）とする。
6. 編集委員会は、締め切り期日までに到着し、かつ、執筆要項の基準に従ったすべての投稿を審査した上、応募者に対して掲載の可否を締め切り期日後、3 ヶ月以内に通知する。

<著作権・投稿料・その他>

7. 掲載された論文の著作権は、多国籍企業学会に帰属する。投稿者が本誌掲載の論文を他の出版物に転用する場合には、あらかじめ文書でその旨を申請し、編集委員会の了承を得なければならない。
8. 投稿者は投稿原稿の採否が決定される以前に、当該原稿を他の機関への投稿、または他の出版物において公刊してはならない（二重投稿の禁止）。
9. 原稿料は支払われない。希望者は、自己負担で抜き刷りを作成することができる。

<編集委員会の設置と投稿に対する審査>

10. 編集委員会は 5 名程度の編集委員により構成される。理事会が編集担当理事から編集委員会委員長を選任し、任期は編集担当理事の任期と同じとする。編集委員会委員長は編集担当理事を含む編集委員を選任し、各編集委員の任期は編集委員会委員長に一任される。

11. 本誌毎号のテーマも含め、編集方針の決定、審査日程などについては編集委員会
が決定する。
12. 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱する匿名レフリーの審査に基づき、編集委員
会が決定する。匿名レフリーは編集委員会が選任する。但し、編集委員会がまず
匿名レフリー審査原稿の選定を行う。なお、1 投稿毎に、3 名の匿名レフリーが選
任される。
13. 投稿原稿の審査は、編集委員会が定めた基準に従って、厳格かつ公平に行う。具
体的な審査基準は編集委員会が決定する。
14. 条件付で採用の場合には、レフリーから必要な修正が指示される。投稿者は定め
られた改訂期限内に編集委員会宛に改訂原稿を提出すること。その際には、改訂
箇所を明示したリストを添付すること。
15. 条件付で採用の場合には、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者はそ
の旨を通知後 1 ヶ月以内に文書で編集委員会に連絡しなければならない。
16. 改訂原稿についても同一の匿名レフリーが再審査を行う。また、改定原稿受付後、
応募者に対して掲載の可否を 1 ヶ月以内に再通知する。

<依頼（招待）論文>

17. 上記の規定にかかわらず、必要に応じて理事会の発議により編集委員会が決定し
た依頼（招待）論文は、特別枠とする。

<本規程の未定事項並びに改廃>

18. 本規程における未定事項は編集委員会が別途決定する。また、本規定各項につい
ての解釈も編集委員会がその責を負う。
19. 本規程の改正または廃止は、理事会の発議により提案され、会員総会の承認を経
て発効する。

附則 本規程は 2007 年 7 月 28 日から施行する。

本規程は 2008 年 6 月 28 日から施行する。

本規程は 2016 年 7 月 9 日から施行する。